

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 30 年 3 月 26 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した工事監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 22 日

松江市監査委員 松 本 修 司
 松江市監査委員 安 來 弘 喜
 松江市監査委員 田 中 明 子

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 土木工事</p> <p>(1) 工事積算について</p> <p>① 県道本庄福富松江線右折レーン設置工事 本工事の諸経費工種が道路改良工事で積算されているが、当初設計の直接工事費割合から算定すると舗装工事の率になると考えられる。 工事費の増減に関わる事項なので留意願いたい。 (松江市総合体育館 (土木課))</p> <p>(2) 施工管理について</p> <p>① H28 年度耐震化事業 市道砂子浜佐田線配水管布設替工事 舗装厚、埋設深さの出来形管理図表の作成について、全ての基準高が±0で管理されており、実際の数値で記録されていなかった。作業目的が何であるかを理解したうえで作成願いたい。また、写真撮影で目盛りが不鮮明で確認できないものがあつた。今後、受注者へ適切な指導をお願いしたい。 (上下水道局建設課)</p> <p>(3) 仮設土留工について</p> <p>① H28 年度耐震化事業 市道砂子浜佐田線配水管布設替工事 掘削深さについては、建設工事公衆災害防止対策要綱 (土木工事編) によれば、「1.5mを超える</p>	<p>① 今後は適切な工種体系に基づき積算を行い、併せて確認体制を充実させ、再発防止に努めます。</p> <p>① 工事における出来形管理について、発注者として、写真撮影管理も含め、適正に管理資料の作成がなされるよう、今後受注者を指導します。</p> <p>① 掘削の深さが 1.5m を超える箇所では、事故防止の観点から、土留工を施すこととします。土工等の現場条件が当初設計と変更になる場合は、変更協議のうえ適切に対応し、災害防止に努めま</p>

場合には、原則として土留工を施すものとする」
となっている。

本工事箇所において、現場状況から掘削深さが
1.5mを超え、土留工の必要性があると思われる箇
所があった。事故防止の観点から今後検討願いた
い。
(上下水道局建設課)

2 建築工事

(1) 解体工事における設計について

① 小泉八雲記念館再整備（建築）工事

アスベスト含有建材の除去について、その対象
が設計図書に明示されていなかった。解体工事の
発注図面としては必要な事項なので記載された
い。
(観光施設課（建築課）)

す。

①アスベスト含有建材の除去を含む工事を発注
する際には、調査のうえ対象となる建材の確認を
行い、施工時の安全性及び適正な価格の確保に努
めます。